（高引火点危険物の製造所の特例）

第十三条の六　［略］

［２　略］

３　［略］

一　［略］

［イ～ハ　略］

ニ　第十二条第一項各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）二十メートル以上

［二～五　略］

（屋内貯蔵所の空地の特例）

第十四条　令第十条第一項第二号ロ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）の周囲で同号の表に定める幅の空地を保有することができない部分に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

二　貯蔵倉庫の主要な出入口の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

２　令第十条第一項第二号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅を減ずることができる。

一　指定数量の倍数が二十を超える屋内貯蔵所（第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）と他の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合　当該屋内貯蔵所が当該他の屋内貯蔵所との間に保有する空地の幅が、令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らず、かつ、三メートルを下回らないこと。

二　第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う二以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合　当該屋内貯蔵所が相互間に保有する空地の幅が、〇・五メートルを下回らないこと。

三　前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合　告示で定める要件を満たすこと。

３　令第十条第一項第二号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。

（屋外タンク貯蔵所の空地の特例）

第十五条　令第十一条第一項第二号ロ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲で令第十一条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有することができない部分（当該屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤（第二十二条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の内部、第二十二条第二項第五号に規定する構内道路及び同項第六号に規定する道路又は空地を除く。）に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

二　防油堤を周囲に設けない屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクの周辺に、第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

（高引火点危険物の製造所の特例）

第十三条の六　［同上］

［２　同上］

３　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　第十二条各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）二十メートル以上

［二～五　同上］

（屋内貯蔵所の空地の特例）

第十四条　令第十条第一項第二号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。

一　指定数量の倍数が二十を超える屋内貯蔵所（第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の一の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、三メートル未満とすることはできない。

二　第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う二以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に〇・五メートルの幅の空地を保有することができる範囲までであること。

（屋外タンク貯蔵所の空地の特例）

第十五条　令第十一条第一項第二号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、引火点が七十度以上の第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所が同一の敷地内に設置されている他の屋外タンク貯蔵所との間に同号の表に定める空地の幅の三分の二の幅の空地を保有することができる範囲までとする。ただし、当該屋外タンク貯蔵所の空地の幅は、三メートル未満とすることはできない。